行政減量・効率化有識者会議

政策金融改革ワーキングチーム(第6回)議事概要

1. 日時

平成20年6月18日(水)10:30~12:10

2. 場所

永田町合同庁舎1階第1共用会議室

3. 出席者

戸井田徹内閣府大臣政務官

〔委員・専門委員〕

翁百合(主査)、樫谷隆夫、富田俊基、深尾光洋、松田千恵子の各委員、 徳永隆史専門委員

〔事務局〕

福井良次行政改革推進本部事務局長、青木一郎行政改革推進本部事務局次長、 浅野僚也内閣参事官、豊國浩治内閣参事官 ほか

〔財務省〕

富屋誠一郎大臣官房政策金融課長、根本洋一国際局開発政策課長

[厚生労働省]

藤田博健康局生活衛生課課長補佐

[農林水産省]

天羽隆経営局金融調整課長

[中小企業庁]

寺澤達也事業環境部金融課長

[総務省]

平嶋彰英自治財政局公営企業課長

[国民生活金融公庫]

飛田康隆理事、伊藤健二新公庫移行準備室長

〔農林漁業金融公庫〕

坂野雅敏理事、太田豊彦経営改革部副部長

[中小企業金融公庫]

村瀬卓男理事、丸山孝則新政策金融機関移行準備室長

[国際協力銀行]

森本学理事、家田嗣也移行準備室長(国際金融等業務)

[日本政策投資銀行]

多賀啓二理事、山本直人経営企画部長

4. 主な議題

- (1) 有識者会議における議論の報告
 - 行政改革推進本部事務局からの説明
- (2) 危機対応円滑化業務について
 - 財務省、中小企業金融公庫(統合4機関を代表)からの説明
- (3) 設立・廃止に向けての今後のスケジュール
 - 主務省、各機関からの説明

5. 議事の経過

〇 開会

戸井田政務官からあいさつがあった。

〇 有識者会議における議論の報告

資料に沿って行政改革推進本部事務局からの説明が行われた。

〇 危機対応円滑化業務について

資料に沿って財務省、中小企業金融公庫(統合4機関を代表)からの説明が行われた 後、委員から述べられた主な意見は以下のとおり。

- ・ 損害担保に係る補てん割合が80%とされていることについて、モラルハザードの問題や財政的な制約があることは理解するが、民間金融機関が指定金融機関になるかどうかの検討に影響を与えるものであり、危機時であることを考えると割合が低すぎるのではないか。
- ・ 補てん割合について、信用保証協会の保証制度の考え方との整合性をとる必要がある のではないか。
- ・ 大規模な災害に被災し、返済が見込めない事業者に対しては、融資ではなく補助金の 方が望ましい場合もあることに留意すべき。
- ・ 危機対応円滑化業務の事業枠の上限は予算で設定されているとのことであるが、指定 金融機関ごとの事業枠も設定しないと、全体の事業枠の適切な管理ができないのでは ないか。
- ・ 金融危機により、例えば指定金融機関自身も含めて金融機能が悪化した場合、当該機関の融資先事業者に迅速に融資する必要があるが、すぐに他の民間金融機関が指定を受け、危機対応業務を行うことができるのか。金融危機の際にこの制度がきちんと機能するよう、よく検討してほしい。
- DIPファイナンスと危機対応業務の組み合わせについても検討してみてはどうか。
- ・ 信用保証協会はかなりの赤字を累積しており、セーフティネット保証のシェアが大き くなっていることがそもそも問題ではないか。

〇 設立・廃止に向けての今後のスケジュール

資料に沿って主務省、各機関からの説明が行われた後、委員から述べられた主な意見 は以下のとおり。

- ・ 金融機関においては、ガバナンス、コンプライアンス、リスクマネジメントが大変重要である。日本政策金融公庫は統合によって様々な商品を取扱うこととなることから、意思決定プロセスやリスクマネジメントが一層重要であり、また、日本政策投資銀行においては投融資一体型の金融機関を目指すにあたってコンプライアンス体制を整備する必要がある。
- ・ 日本政策金融公庫は、新体制後の債券発行に向けて、共通の基準による統合的なリスク開示の必要があり、早急に準備を進めるべき。

〇 閉会

<文責:行政改革推進本部事務局(速報のため事後修正の可能性あり)>

※ 今回会議の資料は、行革事務局ホームページの次の箇所に掲載しています。 http://www.gyoukaku.go.jp/genryoukourituka/working team/index.html